平成２２年（フ）第１７号
山形県鶴岡市ほなみ町８番16号
債務者　大川　健一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３１号
山形県鶴岡市斎藤川原字林俣236番地７　エポ21Ⅱ　202号室
債務者　佐藤　康弘
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４６号
山形県鶴岡市三瀬丁152番地
債務者　香焼　則子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３７号
山形県酒田市保岡字下草田10番地の14
債務者　茂木あゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第４１号
山形県酒田市緑ケ丘１丁目13番地の７、前住所秋田県秋田市外旭川八柳３丁目11番６号パレス306号
債務者　村上　　司
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２３２号
茨城県水戸市浜田町１番地の15　ＹＭコーポＡ棟101号、旧住所茨城県東茨城郡茨城町大字小幡346番地１
債務者　植崎美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４７号
茨城県水戸市平須町1927番地の37
債務者　浅野　哲郎
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５０号
茨城県ひたちなか市大字金上621番地の３
債務者　丹野　裕美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５７号
茨城県水戸市千波町1799番地の245　県営千波アパート５―202
債務者　木下　規世
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６３号
茨城県水戸市千波町1714番地の１
債務者　磯崎　弘光
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６４号
茨城県水戸市千波町1714番地の１
債務者　磯崎　知絵
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７１号
茨城県那珂市額田南郷1691番地１
債務者　田波　正治
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
茨城県神栖市堀割２丁目15番19号　ソフィーシアＡ102号室
債務者　多部田理恵（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４８号
茨城県鹿嶋市長栖2119番地
債務者　木村　春樹
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５３号
茨城県潮来市日の出５丁目19番地１　県営日の出第二住宅59号棟１―２
債務者　深浦　俊英
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５４号
茨城県行方市三和1407番地
債務者　額賀　信喜
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５５号
茨城県潮来市辻106番地１
債務者　大川美代子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部